

# 令和5年度事業報告

(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

当センターは、昭和54年12月に千葉県における浄化槽の法定検査を担う社団法人として設立され、廃棄物処理法に基づく厚生大臣の指定検査機関として事業を開始しました。

昭和61年3月には、浄化槽法の施行に伴い、改めて千葉県知事の指定を受け、さらには公益法人制度改革の中で、平成25年3月に公益社団法人としての認定を受け、引き続き、県内唯一の浄化槽の法定検査機関として、その役割を担ってきました。

その後、千葉県は法定検査の未受検者対策として、平成29年度に一般財団法人千葉県環境財団を新たな検査機関に指定し、平成30年度からは2つの法定検査機関が県内を区域割りして検査業務を行うこととされました。

令和5年度は、検査基数の拡大を図るため、検査員報奨金制度の導入などにより検査員の検査基数については一定の増加が図られましたが、11条BOD検査基数の伸び悩みなどにより、令和4年度と同程度の件数となっております。このため、11条BOD検査の拡大を図るため、採水員講習の受講資格や採水から分析までの期間等の見直しを行ったところです。

当センターの事業運営に関しては、法定検査に関する信頼性の確保を図ることを目的に制定した内部監査規程に基づき内部監査を実施したところですが、長期未収金や検査依頼の日程調整等の業務がマニュアル化されていないなど課題が散見されており、引き続き業務の改善に取り組んでまいります。

今後とも、関係機関等と連携して法定検査の受検率のより一層の向上を図るとともに、検査業務の適正かつ着実な遂行について、引き続き努めてまいります。併せて当センターの経営基盤の強化についても、取り組んでまいります。

## 1 会員の異動状況

令和5年度末における会員数は次表のとおりであり、前年度末に比べ3社が退会して、170社となりました。

[会員の入退会の状況]

(単位：社)

区 分	令和4年度 会員数	令和5年度		
		入会	退会等	会員数
正会員	170	0	3	167
賛助会員	3	0	0	3
特別会員	0	0	0	0
合 計	173	0	3	170

## 2 総会・理事会等会議の開催

### (1) 定時総会の開催

令和5年6月6日に公益社団法人移行後の第11回定時総会を開催し、令和4年度事業報告・決算報告及び役員を選任について審議・決議するとともに、令和5年度事業計画・予算の報告を行いました。

### (2) 理事会、執行委員会の開催

令和5年4月、7月、10月及び令和6年3月に理事会を開催するとともに、業務執行役員による執行委員会を6回開催し、センター業務の適正化について協議いたしました。なお、詳細は別記のとおりです。

## 3 法定検査事業

### (1) 法定検査基数

令和5年度の法定検査実施基数は、次表のとおり52,470基（7条検査3,149基、11条検査49,321基）であり、令和4年度実績（52,165基）に対して305基の増となりました。令和5年度の事業計画での目標基数（63,750基）に対しては、11,280基下回りましたが、全項目検査が伸びたことは評価できるものと考えております。

[令和5年度法定検査実施基数（過去5か年度の推移）]

検査区分		年度				
		R05	R04	R03	R02	R01
7条検査		3,149	3,849	3,152	3,169	3,033
11条検査	全項目	32,679	30,559	29,338	28,050	29,012
	BOD	16,642	17,757	17,094	17,124	15,519
	小計	49,321	48,316	46,432	45,174	44,531
合計		52,470	52,165	49,584	48,343	47,564

[令和5年度検査区分別判定結果]

検査区分		検査基数	判定結果		
			適正	おおむね適正	不適正
7条検査		3,149	1,765	889	495
11条検査	全項目	32,679	16,685	14,683	1,311
	BOD	16,642	14,740	1,896	6
	小計	49,321	31,425	16,579	1,317
合計		52,470	33,190	17,468	1,812

## (2) 法定検査の報告

法定検査の実施結果については、浄化槽法に基づき、毎月、千葉県及び保健所設置市（船橋市、柏市）に報告するとともに、不適正と判定された浄化槽については、管理者等に対して、適宜、改善策等の助言を行いました。

## (3) 11条 BOD 検査

法定検査の効率化を目的に、平成 18 年度から 11 条 BOD 検査を導入したところですが、現地での採水・確認調査を担当する嘱託採水員の育成及び技術水準の維持・向上を図るため、令和 5 年 7 月 19 日（水）、7 月 20 日（木）、8 月 23 日（水）、8 月 24 日（木）及び 10 月 25 日（水）の 5 日間、講習会を開催しました。（受講者数 新規 23 名、更新 131 名）

## 4 検査遅延解消に向けた取組

平成 28 年度に確認された検査遅延浄化槽 1,752 基のうち、令和 5 年度は 1 基の検査を実施しました。これにより、令和 6 年 3 月 31 日までに 1,586 基の検査を実施し、48 基の返金をしたこととなりました。残りの検査遅延浄化槽 118 基については、受検拒否や連絡が取れないなど、対応が困難な案件についての処理が今後の課題となっていますが、引き続き検査の実施を働きかけてまいります。

## 5 関係機関との連携協力による受検促進の取組

### (1) 11 条 BOD 関係の規程改正について

採水員講習会の受講資格等の見直しを含む関係規程の改正については、10 月の理事会で承認を得た後に、県知事あてに変更承認申請を提出したところです。

これに対し、3 月 26 日付けで県から回答があり、実務経験 2 年以上の要件の削除については、採水員が単独で BOD 検査を行うには 6 カ月以上の実務経験をさせるよう保守点検業者に求めること、などの条件付きで承認されたところです。今後、この回答を踏まえ、関係機関に周知し BOD 検査の拡大に努めてまいります。

### (2) 11 条 BOD 検査における採水から分析までの期間について

従来、採水した当日又は翌日に D01 の測定を行うこととされていましたが、県と協議した結果、採水が週末等に行われる場合、遅くとも 5 日以内に D01 分析を終了することが認められたところです。今後、関係機関に周知してまいります。

※ 溶存酸素消費量の 5 日間の変化を測定する際の 1 日目の測定を D01 という。

### (3) 無届（未登録）浄化槽に係る法定検査について

いわゆる無届浄化槽について検査依頼があった場合、従来は県の立入検査が必要されていましたが、県と協議した結果、指定検査機関に検査依頼があった場合は、県の立入検査によらず法定検査を実施することが認められたところです。

#### (4) 法定検査受検促進キャンペーン

保守点検業者が、新たな検査依頼や一括契約を締結した場合に、取次手数料を支払うキャンペーン事業を昨年度から実施した結果、11月から3月までに新規の検査依頼や一括契約に至った件数は、約300件となっており、一定の効果があったものと考えられますが、さらなる検証が必要であると思われまます。

#### (5) 検査員報奨金制度

前年度の検査件数より多くの検査を実施した場合に、報奨金を支給する検査員報奨金制度を令和5年9月の途中から導入したところ、10月～3月までの検査基数（7条及び11条全項目）は、昨年同期比で2,275件増加しました。一定の効果が認められたことから、令和6年度上半期についても継続していく予定です。

#### (6) 関係団体との連携

県水質保全課や関係団体と定期的な打ち合わせの場を行いました。今後、こうした場において、新設浄化槽の検査手数料の前納の徹底等について協議してまいります。

#### (7) その他の取組

7条検査については、浄化槽管理者及び不動産業者に対する法定検査受検の徹底・促進を図るため、県、船橋市、柏市の受検指導文書及びセンターの受検案内を送付しました。

また、法務省の外郭団体が運営する「登記情報提供サービス」を利用して、今まで情報入手が難しかった建売住宅等における売却後の浄化槽所有者（浄化槽管理者）が確認できない物件や、設置場所住所の住居表示の確認できない物件について、新設浄化槽の所有者及び住所等の確認を行い、当該サービスを利用して得た情報を基に受検案内を送付しています。

11条検査については、11人槽から20人槽の浄化槽及び事業所に設置されている10人槽の浄化槽で、直近2年間受検歴のない浄化槽管理者に対して、県の受検指導文書とセンターの受検案内を送付し、県と連携した取組を行いました。

また、市町村における浄化槽の設置補助制度や維持管理補助制度の的確な運用を図るため、対象浄化槽に関する受検情報の市町村への提供などを行いました。

さらに、浄化槽一括契約制度の普及について一般社団法人千葉県環境保全センターとの連携など、関係団体との協力により受検促進を図りました。

## 6 浄化槽基本情報の整備

千葉県から「浄化槽総合管理システム業務委託（データ管理委託）」を受託し、浄化槽の新規・変更及び廃止等の情報について、電子台帳への登録入力を行うとともに、浄化槽の設置、合併処理浄化槽設置促進事業補助金の対象浄化槽、法定検査受検状況等の情報についてデータベース化し、法定検査を効果的に行うための基礎情報の整備を行いました。

これらのデータベースにより、県水質保全課・各地域振興事務所と当センター及び千葉県環境財団がネットワークで結ばれ、情報の共有・活用が図られました。

また、改正された浄化槽法では県及び保健所設置市が浄化槽台帳を作成することが明記されたことから、浄化槽総合管理システムの電子台帳へ取り込みを行い、データの整理等を行いました。

併せて、船橋市及び柏市が整備する浄化槽台帳に対しても、作成に協力をしました。

## 7 普及啓発等の活動

当センターのホームページを更新して、浄化槽の適正管理と法定検査の重要性等について意識の啓発を図るための取組みを推進しています。

合併処理浄化槽の普及や単独処理浄化槽からの転換促進の必要性などについて啓発するためのパンフレットを活用し、関係団体と連携して広報に取り組みました。

令和5年10月15日（日）に幕張メッセで開催された「エコメッセ 2023 in ちば」に、千葉県環境保全センターと共同で参加し、浄化槽についての啓発を行いました。

県と実施した未受検浄化槽管理者への受検指導文書と受検案内の送付と併せ、浄化槽廃止届、管理者変更報告書等の必要手続きの案内を送付し、管理者への意識啓発の取組を実施しました。

## 8 事務局組織体制の充実等

事務局組織体制の強化を図るため、令和6年度から、検査課の日程調整担当を「検査日程課」に格上げすること、検査課「BODグループ」を「検査推進グループ」に変更すること、また、不在であった検査課長を配置することなどの検討を行いました。

令和5年10月7日及び令和6年1月5日に全職員を対象とした会議を開催し、センターの現状や今後の法定検査の実施についての説明を行うとともに、1月5日には、職員研修規程に基づき外部講師によるハラスメント研修を実施しました。

令和4年度に新規に採用された職員を対象として、一般社団法人千葉県経営者協会等の外部機関による研修の機会を活用し、職員の資質の向上を図りました。

平成22年度に認証取得したエコアクション21（環境省のガイドラインに即した環境保全経営システム）に基づき、エコドライブの徹底、使用電力の削減など自らの事業活動に伴う環境負荷の継続的な削減に取り組みました。